

※制度改正に該当する部分に下線を引いています。

# 条例改正で企業の誘致・育成を促進

新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに加え、昨今の経済・雇用情勢を踏まえ「田川市企業の誘致及び育成に関する条例」を改正しました。

## ■対象事業所

①下記の表に掲げる施設

区分	事業内容
工場	主に製造の事業に関するもの
情報サービス施設	主に情報関連（コールセンターやソフトウェア業を含む。）の事業に関するもの
宿泊施設	主に宿泊の事業に関するもの
物流施設	主に製品の集荷・保管・輸送などの事業に関するもの
農林水産物等販売施設	主に農林水産物等の販売の事業に関するもの

②投下固定資産総額が、500万円以上であること。（ただし、製造業または旅館業は資本金の額などが5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものは1,000万円とし、資本金の額などが1億円を超える法人が行うものは2,000万円とする。）

③操業開始日において、新規雇用者または転属者の数が1人以上であること。ほか

## ■奨励措置

①事業所設置奨励金の交付

②雇用促進奨励金の交付

③市有普通財産の優先的貸付または、10年以内の貸付料減免

④市有普通財産の優先的譲渡または譲渡価格の低減

⑤市有普通財産の譲渡代金の10年（据置期間を含む）以内の分納

⑥用地および用水の獲得などに関する援助または協力

⑦市道、排水溝など公共施設の整備 ほか

## ■事業所設置奨励金

①対象となる要件

・投下固定資産総額が、2,000万円以上であること。  
・新規雇用者または転属者5人以上（うち本市在住が1人以上）であること。ほか

②補助金額

・新設の場合、投下固定資産総額×5%  
・増設または移設の場合、投下固定資産総額×3%

③限度額は1対象事業所につき2億円

④交付期間は5年間

## ■雇用促進奨励金

①要件（いずれも操業開始から）

ア 1年以上本市に在住

イ 1年以上勤務

ウ 1年間雇用保険に加入

エ 1年間健康保険と厚生年金保険に加入

②補助金額

・ア～ウを満たす：1人につき20万円

・ア～エを満たす：1人につき50万円

③限度額は1対象事業所につき3,000万円

## ■固定資産税の課税免除

・課税免除期間

事業所設置奨励金の適用を

受けている場合：3か年度の範囲

受けていない場合：1か年度の範囲

# 空き店舗利活用補助 令和4年度から拡充

空き店舗の利活用、創業に伴う新規雇用の創出を促進するため、要件を満たす人に対して補助金を交付します。令和4年度から限度額を上げて制度を拡充しました。

## ■空き店舗とは

賃貸を目的とした建物のうち不動産登記が完了しているもので、その種類が店舗、事務所、寄宿舎、旅館または料理店に該当するもの。

## ■対象業種

卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、情報通信業、サービス業（他に分類されないもの）のうちコールセンター業

## ■対象業種

①1営業日において、

ア 10時から19時までの間を含み、5時間以上営業

（この時間帯における営業時間数が、1営業日全体の営業時間数の2/3以上）

イ 24時間連続しての営業

②空き店舗を活用して3年以上継続して事業を実施し、事業開始後3年以内に新規雇用が見込まれる事業 ほか

## ■改修費補助金（限度額150万円）

①補助対象経費：（内外装、床、建具、天井空調、住宅部分の分離、設計費、処分・撤去費）

②補助率：補助対象経費×50%

## ■改修費補助金加算金（限度額30万円）

①改修費補助金の適用を受けたものであって、次の要件を満たすもの

ア 田川市立地適正化計画の都市誘導区域内に開設

イ 田川市に本社または住所を有する者

ウ 特定創業支援等事業の支援を受けた者

②補助率：要件により最大10%の加算金

## ■初期費用補助金（限度額150万円）

①補助対象経費：（賃料の最大6か月分、開設準備のための旅費および広告費、通信料の最大6か月分）

②補助率：補助対象経費×50%

## ■雇用補助金

改修費補助金または初期費用補助金の適用を受けた者で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業者と新たに雇用契約を締結した者であって、次の要件を満たすもの。

①要件（いずれも雇用日から）

ア 1年以上勤務

イ 1年以上本市に在住

ウ 1年間雇用保険に加入

エ 1年間健康保険および厚生年金保険に加入

②補助金額

・ア～ウを満たす：1人につき15万円（20万円）

・ア～エを満たす：1人につき30万円（50万円）

※（ ）内の金額：情報通信業、サービス業（他に分類されないもの）のうちコールセンター業であるもの

## ■利子補給金

①対象融資：田川信用金庫が実施する空き店舗活用に係る融資

②対象者：当該補助金の確定を受けた者で、遅延なく、元金および利子の支払いを行っている者

③交付額・交付期間：第1回目の利子償還日から最大1年間の対象融資に係る利子支払い額